

○徳島大学入学科、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則

昭和 52 年 7 月 15 日

規則第 564 号制定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、徳島大学学則第 44 条、徳島大学大学院学則第 30 条の 7 及び徳島大学学生寮管理運営規則第 12 条第 3 項の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における入学科、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収の猶予に関し必要な事項を定める。

第 2 章 入学科の免除及び徴収の猶予等

(学部における免除)

第 2 条 本学の学部に入学する者（科目等履修生及び研究生として入学する者を除く。以下同じ。）であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「法律」という。）の規定に基づき、基準を満たす者は、基準を満たす区分に応じた入学科を免除するものとする。

(大学院における免除)

第 2 条の 2 本学の大学院研究科に入学する者（科目等履修生及び研究生として入学する者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当する者は、入学科を免除することができる。

- (1) 経済的理由により入学科の納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前 1 年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学科の納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める理由がある者

(免除の申請)

第 3 条 第 2 条の規定により入学科の免除を受けようとする者は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（別記様式第 1-1 号。以下「学部申請書」という。）を、入学手続の期限までに、学長に提出しなければならない。

2 前条の規定により入学科の免除を受けようとする者は、入学科免除申請書（別記様式第 2 号）に、別に定める書類を添付し、入学手続の期限までに、学長に提出しなければならない。

(免除の手続)

第 4 条 入学科の免除は、前条の申請に基づき、徳島大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）において選考の上、学長が許可する。

(免除の額)

第 5 条 第 2 条に係る入学科の免除の額は、法律の規定に基づき、基準を満たす区分に応じた入

学料の額とする。

2 第2条の2に係る入学料の免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

(徴収の猶予)

第6条 本学の学部又は大学院研究科（以下「学部等」という。）に入学する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の徴収の猶予を行うことができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者

(2) 入学前1年以内において、学部等に入学する者の学資負担者が死亡し、又は学部等に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者には、入学料の免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、入学料の徴収を猶予する。

(徴収の猶予の申請)

第6条の2 前条の規定により入学料の徴収の猶予の許可を受けようとする者は、入学料徴収猶予申請書（別記様式第3号）に、別に定める書類を添付し、入学手続の期限までに、学長に提出しなければならない。ただし、免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

(徴収の猶予の手続)

第6条の3 入学料の徴収の猶予は、前条の申請に基づき、学生委員会において選考の上、学長が許可する。

(徴収の猶予の期日)

第6条の4 入学料の徴収の猶予の期日は、該当者につき、入学年度の6月末日まで、9月末日まで、12月末日まで又は2月末日までのうちから定める。ただし、当該末日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い、休日等でない日とする。

(免除の不許可等の場合の入学料の納付)

第7条 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者（第6条の2のただし書きにより徴収猶予の申請をした者を除く。）は、入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(死亡等による免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、未納の入学料の全額を免除する。

(1) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、第6条の規定により入学料の徴収を猶予

している期間内に死亡した者

(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者のうち、前条に規定する期間内に死亡した者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者のうち、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された者

第3章 授業料の免除及び徴収の猶予

(学部における免除)

第9条 学部の学生（特別聴講学生、科目等履修生及び研究生を除く。第13条各項を除き、以下同じ。）であって、法律の規定に基づき、基準を満たす者は、基準を満たす区分に応じた授業料を免除するものとする。

(大学院における免除)

第9条の2 大学院研究科の学生（特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生及び研究生を除く。第13条各項を除き、以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、授業料を免除することができる。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 授業料の各期の納期前6か月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合には、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は当該学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める理由がある者

2 前項の規定にかかわらず、大学院研究科の特に学業等の成績が優秀な学生に対して、授業料を免除することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学位取得のために国際的に権威のある学術雑誌に論文を投稿し、改稿のために標準修業年限を超えて在学することとなった学生に対して、授業料を免除することができる。

4 前2項の免除の選考等については、別に定める。

5 第1項第2号及び第3号による免除は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料について許可することができる。ただし、当該理由の発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合には、当該期分の授業料について許可することができる。

(免除の申請)

第10条 第9条の規定により授業料の免除を受けようとする者は、学部申請書を、別に定める提出期限までに、学長に提出しなければならない。また、継続して授業料の免除を受けようとする者は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（別記様式第1—2号）を、別に定める提出期限までに、学長に提出しなければ

ならない。

- 2 前条第1項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除申請書（別記様式第4号）に、別に定める書類を添付し、別に定める提出期限までに、学長に提出しなければならない。

（免除の手続）

第11条 授業料の免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、前条の申請に基づき、学生委員会において選考の上、学長が許可する。

（免除の額）

第12条 第9条に係る授業料の免除の額は、法律の規定に基づき、基準を満たす区分に応じた授業料の額とする。

- 2 第9条の2第1項に係る授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額又は半額とする。
- 3 第9条の2第2項に係る授業料の免除の額は、原則として当該年度の授業料後期分について、その全額、半額又は3分の1の額とする。

（除籍、死亡、休学等による免除）

第13条 学部等の学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、未納の授業料の全額を免除する。

- (1) 第8条第3号に該当する者
- (2) 授業料の未納を理由に除籍された者
- 2 学部等の学生のうち、死亡又は行方不明により学籍を除かれた者については、当該学籍を除かれた学期の末日までに学資負担者が申し出た場合は、月割計算により死亡又は行方不明により学籍を除かれた日の属する月の翌月以降（学籍を除かれた日が月の初日の場合は、その月）の授業料を免除する。ただし、未納の授業料については、その全額を免除する。
- 3 学部等の学生のうち、休学をする者について、前期にあっては4月末日、後期にあっては10月末日までに休学を許可された場合は、月割計算により休学を開始する日の属する月の翌月（休学を開始する日が月の初日の場合は、その月）から復学の日の属する月の前月までの授業料を免除する。
- 4 学部等の学生のうち、授業料の徴収の猶予を許可されている者が、その願い出により退学を許可された場合には、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除する。
- 5 学部等の学生のうち、特別の事情により、学年の中途で卒業又は修了（以下「卒業等」という。）する者については、当該卒業等する日の属する期の4月末又は10月末までに卒業等を申し出た場合は、月割計算により卒業等する日の属する月の翌月以降の授業料を全額免除する。

（徴収の猶予又は月割分納）

第14条 学部等の学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、授業料の徴収の猶予を

行うことができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者

(2) 行方不明の者

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる者

(4) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項に規定するもののほか、授業料の免除を申請した者には、授業料の免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

3 第1項各号に掲げる者に特別の事情がある場合には、授業料の月割分納を許可することができる。

(徴収の猶予又は月割分納の申請)

第15条 前条の規定により授業料の徴収の猶予又は月割分納の許可を受けようとする者（学生が行方不明の場合は当該学生の保証人）は、授業料徴収猶予・月割分納申請書（別記様式第5号）に、別に定める書類を添付し、別に定める提出期限までに、学長に提出しなければならない。

(徴収の猶予又は月割分納の手続)

第16条 授業料の徴収の猶予又は月割分納は、年度を2期に分けた区分によるものとし、前条の申請に基づき、学生委員会において選考の上、学長が許可する。

(徴収の猶予の期日)

第17条 授業料の徴収の猶予の期日は、該当者につき、当該年度の6月末日まで、9月末日まで、12月末日まで又は2月末日までのうちから定める。ただし、当該末日が、休日等に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い、休日等でない日とする。

(月割分納の額及び納付期限)

第18条 授業料の月割分納の額は、授業料年額の1/2分の1に相当する額とする。

2 月割分納の許可を受けた者の授業料の納付期限は、毎月20日とする。

第4章 寄宿料の免除

(風水害等による免除)

第19条 寄宿舎に入舎している学生のうち、当該学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる者には、当該災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6か月間の範囲内において学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

(免除の申請)

第20条 前条の規定により寄宿料の免除を受けようとする者は、寄宿料免除申請書（別記様式第6号）に、別に定める書類を添付し、学長に提出しなければならない。

(免除の手続)

第21条 寄宿料の免除は、前条の申請に基づき、学生委員会において選考の上、学長が許可する。

(死亡等による免除)

第22条 寄宿舎に入舎している学生のうち、死亡若しくは行方不明の者又は第13条第1項各号のいずれかに該当する者には、未納の寄宿料の全額を免除する。

第5章 許可の取消

(許可の取消)

第23条 授業料の免除又は徴収の猶予を許可された者は、許可の期間の途中においてその理由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項による届け出を受理したときは、学長は、学生委員会の議を経て届け出の日からその許可を取り消す。

(許可の遡及取消)

第24条 入学料、授業料若しくは寄宿料の免除又は授業料の徴収の猶予の許可の決定後、当該申請書類の記載に虚偽の事実が判明したときは、学長は、学生委員会の議を経て許可した日に遡及してその許可を取り消す。

第6章 雜則

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年7月15日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日規則第588号改正）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月21日規則第646号改正）抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月31日規則第672号改正）

この規則は、昭和55年10月31日から施行する。

附 則（昭和59年8月25日規則第783号改正）

この規則は、昭和59年8月25日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。

附 則（昭和61年4月22日規則第833号改正）

この規則は、昭和61年4月22日から施行する。

附 則（昭和62年1月16日規則第844号改正）

この規則は、昭和62年1月16日から施行する。

附 則（平成4年5月1日規則第1070号改正）

この規則は、平成4年5月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成6年3月18日規則第1131号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年7月29日規則第1239号改正）

この規則は、平成8年7月29日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月17日規則第1406号改正）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月17日規則第1527号改正）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1589号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月20日規則第1752号改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規則第1867号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第95号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月4日規則第46号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日規則第55号改正）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第76号改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日規則第45号改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日規則第69号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月23日規則第47号改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第82号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、平成31年度の入学生から適用する。

附 則（令和2年3月9日規則第58号改正）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に本学の学部に在学する者及びこの規則の施行日以降に本学の学部に新たに入学する者に対する法律の施行に伴う授業料免除の経過措置に関する事項は、徳島大学授業料の免除の経過措置に関する要領（令和2年3月9日学長裁定）に定めるところによる。

附 則（令和3年2月25日規則第58号改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日規則第45号改正）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に大学院総合科学教育部及び先端技術科学教育部に在学する者は、改正後の規定を適用するものとする。ただし、第9条の2、別記様式第4号及び別記様式第5号中「研究科」とあるのは、「教育部」とする。

附 則（令和5年3月13日規則第62号改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

大学等における修学の支援に関する法律による

授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがありますことを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、徳島大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が徳島大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月 (和暦) 年 月	入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦) 年 月 日 生 (歳)				
	現住所	〒	都道府県	市区町村		
	所属学部 ・学科等				学生番号	
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信		

過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数) 年 月～ 年 月／ 月				
過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。		ある • なし				
<p>日本学生支援機構の給付奨学生に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。)</p> <p>※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学生の申込の受付番号(採用候補者となつていれば登録番号、給付奨学生となつていれば奨学生番号)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学生の申込の受付番号(給付奨学生となつていれば奨学生番号)】</td> <td></td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学生の申込の受付番号(採用候補者となつていれば登録番号、給付奨学生となつていれば奨学生番号)】		<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学生の申込の受付番号(給付奨学生となつていれば奨学生番号)】	
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学生の申込の受付番号(採用候補者となつていれば登録番号、給付奨学生となつていれば奨学生番号)】						
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学生の申込の受付番号(給付奨学生となつていれば奨学生番号)】						

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、徳島大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が徳島大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申 請 者	フリガナ			入学年月 (和暦) 年 月 入学
	氏名			
生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
現住所	〒 都道府県	一 市区町村		
所属学部 ・学科等				学生番号
学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む)	<input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報				
給付奨学金の奨学生番号				

入 学 料 免 除 申 請 書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

_____ 学部 _____ 学科 第 _____ 年次

_____ 研究科 修士・博士前期

博士・博士後期

_____ 専攻 _____ コース

第 _____ 年次

(和暦) 年度入学

本 人 住所 _____

署名 _____

保証人 住所 _____

署名 _____

このたび、下記により入学料を免除願いたく御許可くださるよう保証人連署をもって申請します。

記

1 免除を受けたい額 金 円

2 免除を受けたい理由(詳細に記入すること。)

入学料徴収猶予申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

_____ 学部 _____ 学科 第____年次

_____ 研究科 修士・博士前期
博士・博士後期

_____ 専攻 _____ コース
第____年次

(和暦) ____年度入学

本人 住所 _____

署名 _____

保証人 住所 _____

署名 _____

このたび、下記により入学料を徴収猶予願いたく御許可くださるよう保証人連署をもって申請します。

記

1 徴収猶予を受けたい額 金 円

2 徴収猶予を受けたい理由(詳細に記入すること。)

3 徴収猶予を受けたい期間(○印で囲む。)

6月末日まで、9月末日まで、12月末日まで、2月末日まで(当該末日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日にに関する法律に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い、休日等でない日とする。)

授業料免除申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

_____ 学部 _____ 学科 第 _____ 年次

_____ 研究科 修士・博士前期
博士・博士後期
_____ 専攻 _____ コース
第 _____ 年次

(和暦) 年度入学

本人 住所 _____

署名 _____

保証人 住所 _____

署名 _____

このたび、下記により授業料を免除願いたく御許可くださるよう保証人連署をもつて申請します。

記

1 免除該当期間 (和暦) 年 月 日から (和暦) 年 月 日まで 期分

2 免除を受けたい額 金 円

3 免除を受けたい理由(詳細に記入すること。)

別記様式第5号

授業料 徵収猶予
月割分納 申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

_____ 学部 _____ 学科 第 _____ 年次

_____ 研究科 修士・博士前期
博士・博士後期
_____ 専攻 _____ コース
第 _____ 年次

(和暦) 年度入学

学生番号 _____

本人 住所 _____

署名 _____

保証人 住所 _____

署名 _____

このたび、下記により授業料を 徵収猶予
月割分納 願いたく御許可くださるよう保証人連署
をもって申請します。

記

- 1 徵収猶予 月割分納 を受けたい理由(詳細に記入すること。)
- 2 徵収猶予の期間(該当各期に○印で囲む。)
6月末日まで、9月末日まで、12月末日まで、2月末日まで(当該末日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日にに関する法律に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い、休日等でない日とする。)
- 3 月割分納(該当期を○印で囲む。)
前期分 • 後期分

* 徵収猶予、月割分納の区分については、いずれかを○印で囲むこと。

寄宿料免除申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

_____ 学部 _____ 学科 第 _____ 年次

((和暦) _____ 年度入学)

署名 _____

このたび、下記により寄宿料を免除願いたいので申請します。

記

免除を受けたい 理由(詳細に)						
免除を受けたい 期間	(和暦) (和暦)	年	月	日から 日まで	計	月分